

網走市中小企業振興資金貸付条件変更措置実施要綱

1. 目的

この要綱は、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成 21 年法律第 96 号。以下「中小企業者等金融円滑化法」という。）の終了後も、網走市中小企業振興資金に係る貸付条件の変更措置を講じ、網走市中小企業振興条例（昭和 44 年条例第 19 号。以下「条例」という。）に規定する中小企業者等（以下「中小企業者等」という。）に対する円滑な資金繰り支援を図り、もって市内の中小企業等の経営の維持・安定に資することを目的とする。

2. 対象要件

網走市中小企業振興資金の借入残高を有する中小企業者等で、融資条件等の変更を取扱金融機関へ申込みをし、かつ、取扱金融機関、北海道信用保証協会等が協議のうえ、認めるもの。

3. 融資期間の延長

- (1) 融資期間の延長については、取扱金融機関、北海道信用保証協会等と協議のうえ、中小企業者等の事業についての改善又は再生の可能性等を勘案し、延長することができる。
- (2) 償還期間の延長等に伴う融資利率の引き上げはできないものとする。

4. 融資期間延長に伴う保証料補給の取扱いについて

融資期間の延長に伴う保証料の増額分は、条例第 23 条の規定による保証料の補給を行う。

5. 申込み手続き

- (1) 借入者からの申込みにより、当該融資に係る融資条件の変更を行う取扱金融機関は、借入者に変更内容を確認したうえで、事前に網走市中小企業振興資金 融資条件変更申込書（第 1 号様式）により、市長に申込みものとする。
- (2) 市長は、融資条件の変更を承認するときは、網走市中小企業振興資金 融資条件変更承認書（第 2 号様式）により、融資条件の変更を承認しないときは、その旨を申込者に通知する。

6. 取扱い期間

この取扱いは、令和 6 年 3 月 31 日までとする。

附 則

1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

2 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の施行に伴う網走市中小企業振興資金の特例措置を定める要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。